

税の申告はお済みですか？

所得税、市民税・都民税の申告は
3月15日まで(郵送でも申告できます)

「所得税」の確定申告は東村山税務署へ、「市民税・都民税」の申告は市役所へ。いずれも3月15日(水)までに申告してください(土曜・日曜日はお休み)。

申告は郵送でもできます。申告書を郵送する方で「控え」が必要な方は、返信用の切手を張った封筒を同封してください。なお、各会場とも車での来場は「遠慮ください」。

所得税

申告と相談は東村山税務署
(〒189 8555 東村山
市本町1ノ20ノ22、☎042-
394・6811)へ。

土曜・日曜日、祝日はお休みです。

市民税

確定申告が必要な方
(1) 事業を営んでいる方
不動産所得などがある方、土地・建物等やゴルフ会員権および株式等を譲渡した方などで、17年中の各種所得の合計額から所得控除額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額、年末調整にかかる住宅借入金等特別控除額および定率減税額の合計額より多い方

(2) 給与所得のある方で次のいずれかに該当する方
給与を2力所以上から受けている方で、従たる給与等の金額と給与以外の所得との合計額が20万円を超える方
給与以外の所得が20万円を超える方
同族会社の役員等でその法人から貸付金の利子や不動産の賃料などの支払いを受けている方など、家事使用人や在日外国公館に勤務する方および国外で支払いを受ける給与等のある方で、源泉徴収が行われない給与等の支払いを受けている方

(3) 老年者控除等の廃止に伴い、17年から公的年金等から源泉徴収税額を引かれていた方、年金を2力所以上から受けている方は確定申告が必要ない場合があります



確定申告をしないと税金が戻らなくなる場合があります。確定申告をすることで、税金が戻ります。また、確定申告をすることで、税金が戻ります。また、確定申告をすることで、税金が戻ります。

お願い

市役所でお受けできる確定申告は次のものに限定させていただきます。

(1) 提出のみの方 = 内容が記入されていて、お預かりするだけのもの

(2) 簡易な申告の方 = 給与や公的年金のみの収入の方 前記に該当し、医療費控除や寄付金控除のある方。なお、簡易な申告の方で、市役所にお越しいただく場合には、あらかじめ確定申告書の住所、氏名、扶養控除、所得金額欄など分かるところは記載し、筆記具・計算機をご持参ください。市役所では、確定申告書(簡易なもの)の記載方法などについて疑問等がある方に書き方のアドバイスを行います。確定申告書はご自身で作成していただきます。

申告期間が3月15日に近づきますと、申告会場がたいへん混雑するため、お待ちいただく場合があります。お早めにお越しください。

確定申告をする税金が戻る方

(1) 医療費を多く支払った方
ありませんが、市民税・都民税では申告をする必要があります(同居の方の扶養になつていない場合は除く)。

(2) 住宅をローンなどで購入された方
(3) 年の途中で退職し、再就職しなかった方
(4) 災害や盗難にあつた方

申告に必要なもの
申告書 源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類 社会保険料・生命保険料・損害保険料・医療費等の各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書 または領収書 国民健康保険税・国民年金で前年中に支払った領収書等 障害をお持ちの方は障害者手帳または証明書 印鑑

市民税

申告と相談は市役所課税課
市民税係(市役所2階、内線
2333・2337)へ。

土曜・日曜日、祝日はお休みです。

18年度課税(非課税)の課税(非課税)証明書の発行は、当初賦課決定後(毎月の給与のみから市民税・都民税が差し引かれる方は5月10日ごろそのほかの方は6月12日ごろ)になります。

申告が必要な方

(1) 18年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方
(2) 給与所得者の方でも、次のいずれかに該当する方
勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方
給与を2力所以上から受けている方 17年中に退職している方 17年1月1日現在就職していない方 給与のほかに地代・家賃・原稿料・年金・配当などの所得があつた方(所得税では、給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方については確定申告を必要としない)

前年中に収入のなかった方も申告を
前年(17年)中に、病気・失業・学生等の理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方」にその

バイクや軽自動車の廃車等

4月1日までに手続きを!



軽自動車税は、4月1日現在、バイクや軽自動車をお持ちの方に課税されます。使用しなくなったり、所有者が変つたバイク・軽自動車等は、4月1日までに取扱窓口で廃車または所有者変更の手続きをしてください。なお、軽自動車税は月割課税制度があり、前年中に支払った証明書または領収書 国民健康保険税・国民年金で前年中に支払った領収書等 障害をお持ちの方は障害者手帳または証明書 印鑑



また、盗難などで標識がない場合はその旨申し出てください。原動機付自転車以外のバイクや軽四輪自動車は国立市にあります多摩自動車検査登録事務所または軽自動車検査協会で行ってください。

Q 軽自動車税の納税通知書や督促状が送られてきますが、もう2、3年前から所有していません。どうしたらよいですか
A 軽自動車税はその年の4月1日現在の所有者に課税されます。今は不使用でも、廃車手続きをしないと、登録されたままになります。標識(原動機付自転車)をお持ちの場合は、それを持参して、課税課(市役所2階)で廃車手続きを行ってください。

また、盗難などで標識がない場合はその旨申し出てください。原動機付自転車以外のバイクや軽四輪自動車は国立市にあります多摩自動車検査登録事務所または軽自動車検査協会で行ってください。

Q 原動機付自転車が盗まれたのですが、どのような手続きが必要でしょうか
A まず、警察に盗難届を提出し、その後、課税課で廃車の手続きをしてください。手続きの際には、盗難届の受理年月日・届けた警察名・受理番号を控えて、印鑑、身分証明書等をご持参ください。廃車の手続きを行いませんと、登録されたままになりますのでご注意ください。

募集



家庭福祉員とは、保育士・看護師等の資格を持ち、経験

豊かな保育者が、自宅の一部を開放し、家庭的な雰囲気のもとで、少数の子どもを預かる制度です。

【募集人員】1人
【対象】次のすべての要件を満たす方。保育士、看護師のいずれかの資格を有し、保育経験のある方 市内居住の満25歳から62歳までの家庭に6歳未満のお子さんのいない方 保育専用スペースとして9.9平方メートル(6畳)以上を1階に有すること

【申し込み方法】提出書類(履歴書・資格証明書の写し)を保育課(市役所1階)へ持参してください。申し込み受け付け後、名簿登録します。詳しくは同課係 ☎7745へ。

家庭福祉員とは、保育士・看護師等の資格を持ち、経験豊かな保育者が、自宅の一部を開放し、家庭的な雰囲気のもとで、少数の子どもを預かる制度です。

手続きの種類と必要な書類など(原動機付自転車、小型特殊車)

申告の内容	申告に必要なもの				
	印鑑または免許証	交付書	標識(ナンバープレート)	販売証明	譲渡書
新規購入					
新規登録		廃車手続き済み			
		未廃車			
譲渡		廃車手続き済み			
		未廃車			
廃車					

法人の場合は、会社の「社印」および「代表者印」を押印してください。廃車の際、ナンバープレートを紛失等で返却できない場合、200円の弁償金を納めていただきます。盗難で廃車の場合は、警察に「盗難届の受理番号」を確認してください。本人以外(代理人)の方は、委任状が必要になります。

わたしの見てある記
市長 野崎重弥



去る1月15日執行された市長選挙において再選させていただきました。このことは、私が推進してまいりました市政構造改革(行政改革・財政改革)に一定の評価を頂き、今後とも改革を進めよとの判断を頂いたものと受け止めています。今後とも真面目に精一杯市政に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお申し込み申し上げます。

さて先日、来る3月10日からイタリアのトリノで開催される冬季パラリンピックに出場する市内在住の野崎さんが市役所を訪ねられました。彼の話を伺いました。彼の出場する種目は滑降とスノーパード回転で、両競技ともかなりスピードが出るとのこと。とりわけ滑降は時速100キロメートル近く出るそうです。17歳のときに交通事故で下半身が不自由になり、32歳のときにスキーを始め、4年後の長野パラリンピック代表選手に選考されましたが、公式練習中に転倒して欠場、けがから復帰するものの、ソルトレイクには僅きん差で選考から外れたそうです。

8年越しの夢をかなえ、厳しいレースを戦おうとする野崎さんの表情はすがすがしく、夢を努力でかなえた充実感が満ちておおいでした。最高の滑りに勇気と感動を私たちに届けていただきたいと思ひます。